

茨城県開発審査会付議基準

(第 188 回茨城県開発審査会議了・昭和 62 年 4 月 1 日施行)

最終改正 平成 19 年 11 月 30 日施行

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 14 号，及び同法施行令（以下「令」という。）第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づき，知事が茨城県開発審査会に付議する基準を次のとおり定める。

(適用の範囲)

第 1 この基準は，申請に係る開発行為又は建築物の建築を市街化調整区域で行うことが必要かつやむを得ないと認められる場合に限り適用する。

(運用原則)

第 2 申請に係る建築物の用途は，開発又は建築しようとする土地の所在する県及び市町村の土地利用計画等に支障をきたすものであってはならない。

(付議基準)

第 3 法第 34 条第 14 号，及び令第 36 条第 1 項第 3 号ホの適正な判断を行うため，別に「判断基準」を定める。

2. 茨城県開発審査会に付議するため，別に「提案基準」，「包括承認基準」を定める。

附 則

1. 茨城県開発審査会審査基準要項（昭和 48 年 12 月 19 日施行，昭和 54 年 4 月 1 日一部改正，昭和 54 年 8 月 1 日一部改正）は廃止する。
2. 茨城県開発審査会審査基準（昭和 59 年 1 月 1 日施行）は廃止する。

【開発許可等事務処理フロー】

